違法伐採総合対策推進事業の進め方について

第一回違法伐採総合対策推進協議会平成18年5月23日

1 基本的な考え方

本事業は、違法伐採問題に取り組むにあたって、合法性等が証明された木材・木材製品の円滑な供給を可能とする体制を整備することが喫緊の課題となっているため、「関係者から構成される協議会を設置して、企業等による既存の取組事例の調査、各業界団体による自主的取組の実地検証を実施し、業界団体等への情報提供、指導・助言を行うとともに、供給側・需要側双方への普及・啓発活動を実施することにより、違法伐採対策の推進を図る。」こととし、①協議会の設置、②合法性・持続可能性証明木材供給事例調査事業、③合法性・持続可能性証明システム検証事業、④合法性・持続可能性証明システム普及・啓発事業を実施するものである。

初年度の今年度としては、協議会の設置と審議により、全体の枠組みを明確にするとともに、グリーン購入法による優先購入がすでに施行されているため、ガイドラインに基づく証明システムの普及に重点を置いて、実施することとする。

また、協議会においては、これら事業の実施を通じて、木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明に係る関係者の取組状況を検証等する中で、証明方法(ガイドライン)のあり方について検討を開始することとする。

2 合法性·持続可能性証明木材供給事例調査事業

(1) 事業の目的

国内・海外における、需要側と供給側の連携等に基づく民間レベルでの自主的な違法伐採対策の先進事例、主要木材輸出国の森林伐採に係る法規制等について、調査を行うこととする。

(2) 事業の実施方向

国内事例調査として、企業の先進事例および各県で実施している地域材(県産材)認定制度についてガイドラインとの関係において調査を行う。

海外事例調査として、海外企業による先進事例をおおよび、貿易相手国における証明制度 (検討中も含む)をガイドラインとの関係において調査を行う。

(3) ワーキンググループ

当該事業の実施を効果的に行うためワーキンググループを設置し、その助言をうけて実施する。

3 合法性・持続可能性証明システム検証事業

(1) 事業の目的

各業界団体による自主的な取組の段階的な改善を図るため、業界団体による自主的取組の 実地での調査・検証を実施する。

(2) 事業の実施方向

国内4地域の業界団体による取り組みを、証明制度としての信頼性、事業実施する場合の 効率性等の観点から、調査する。

(3) ワーキンググループ

当該事業の実施を効果的に行うためワーキンググループを設置し、その助言をうけて実施する。

4 合法性・持続可能性証明システム普及・啓発事業

(1) 事業の目的

各業界団体による自主的な取組の段階的な改善を図るため、本事業で設置する協議会活動の一環として、木材生産・流通に関わる地方公共団体、森林所有者、木材関連業界、消費者団体、一般消費者、及び諸外国等に対して、普及・啓発活動を実施することとする。

(2) 事業の実施方向

業界認定システムの理解を広げ、円滑な実施を図るため、業種別団体、都道府県団体等の 実施説明会を実施する。

広く、合法性等証明システムと製品の普及啓発をはかるため、協議会の監修の下に、一般 消費者、企業の調達担当者向けのPRを行うための、HPの立ち上げ、パンフレットの作 成、新聞等への広告、商品フェアへの出展などをおこなう。

我が国の違法伐採問題への取り組みへの理解を深め、海外での取り組みを要請するため国際セミナーを開催する。

(3) ワーキンググループ

当該事業の実施を効果的に行うためワーキンググループを設置し、その助言をうけて実施 する。